

# 知事意見

## 「(仮称)群馬安中メガソーラー発電所建設事業に係る環境影響評価準備書」に対する意見について

令和8年6月24日

### 1 大気環境

- (1) 準備書208～209ページ「第7章 7.1.2 予測 (3) 土工に伴う大気質への影響」について、風力階級4以上の出現はないとされているが、現地調査における風速データは平均風速であり、瞬間風速ではないと考えられる。粉じんは瞬間的な風により飛散する可能性があるため、瞬間風速を考慮した予測の実施を検討すること。
- (2) 準備書620ページ9.3「事後調査の実施方法等」表9-3(2)「事後調査計画(供用時)」の「騒音及び低周波音」について、騒音苦情発生の事前対処として、変電施設外壁の共振振動数と振動型を把握するため、低周波騒音計のほか低周波振動計を用いた測定を検討すること。

### 2 水環境

- (1) 開発前後における土地被覆の変化に伴う雨水の流出係数及び流出量の変動を適切に把握し、工事中から供用後にかけての濁水や土砂流出の発生可能性について整理して示すこと。  
その際、既存のゴルフ場における排水能力の現状並びに機能の維持・回復の見込みを確認し、濁水の処理方法及び排水経路を具体的に示すこと。  
これらを踏まえ、近年多発する集中豪雨(100mm/時)が数時間発生した場合を想定し、周辺水域への影響や水害・土砂災害が生じないよう、調整池の設置を含めた必要な雨水流出対策について検討すること。
- (2) 本事業は事業面積が大きく、敷地からの排水量の変化が大きいことも予想されることから、群馬県開発許可技術基準における開発行為への該当の有無にかかわらず、「群馬県開発許可技術基準 第3章 第8項 排水施設に関する基準」に準じた排水計画を検討すること。また、計画の初期段階において事前の排水量の概略検討を実施し、排水の流末となる霧積川への影響について示すこと。
- (3) 排水計画の検討に当たっては、技術基準への適合のみをもって十分とすることなく、河川環境への重大な影響が生じることのないよう留意すること。流出量の増加により出水頻度が変化する場合には、河川の氾濫が生じない場合であっても、河床環境の攪乱頻度の増加等を通じて、水生生物の生息環境に重大な影響を及ぼし、生物多様性の低下を招くおそれがある。このため、開発区域が河川の最上流部に位置し、その影響が当該流域の下流まで及ぶものであることを踏まえ、「環境全体の多様性を確保できるか否か」という視点をもって排水計画の検討を行うこと。

### 3 地盤環境

- (1) 準備書10ページ、11ページ図2-3 (1) (2) 「計画地の地形断面図」に示されているとおり、計画地には何カ所か急斜面が存在しているため、土砂災害に備え、地盤の安定性や土質条件を把握する観点から、地質を確認すること。

- (2) 当該地域は過去に精錬所が存在していた経緯から住民の関心が高く、掘削等を行った場合には有害物質への不安が生じるおそれがあるため、掘削等の土地の形質変更（盛土・切土を含む）を行わない場合には、その旨を記載すること。

## 4 生物環境

- (1) 準備書347～363ページ「7.8 植物 イ 植生の状況」について、植物群落区分及び群落名の決定に当たっては、植生調査票を基に素表及び群落組成表を作成し、群集標徴種・区分種又は群落区分種を明確に示すなど、種組成の比較に基づき適切に行うこと。
- (2) 準備書380～384ページについて、事業地内の樹林帯において管理行為に留まる改変であっても手が加わる場合には、植物群落への影響を適切に確認し、その内容を記載すること。また、管理行為の内容に応じた影響面積を適切に算定し、植生図と改変面積の整合性が確保されるよう整理すること。あわせて、管理行為として実施する内容（枝打ち、間引き、老木処理等）については、伐採行為との誤解が生じないように、その範囲及び内容を具体的に記載すること。
- (3) 準備書472～473ページ「②生息環境の改変の程度（動物相）」について、「一時的な影響」「工事終了後に回復」と予測しているが、そのための工夫があれば記載すること。

## 5 人と自然との触れ合い

- (1) 準備書551ページ7.11.3評価(2)評価結果「②基準・目標等との整合の観点」について、安中市景観計画では、準備書159ページ表3.4-29に記載のとおり、太陽光発電設備の設置等に関する意匠について「必ず周囲の景観と調和した素材や形状の植栽やルーバー等で目隠しをすること。（営農型太陽光発電設備は除く。）」とされている。このため、植栽やルーバー等による目隠しは、安中市景観計画に則り設置すること。また、植栽を行う場合は、在来種や潜在自然植生に配慮すること。
- (2) スクリュー杭による太陽光パネル及び変電所の設置について、地盤条件を踏まえた引抜き強度等を適切に確認した上で、設計方法の妥当性を検証すること。
- (3) スクリュー杭打設時に地質を確認し、産業廃棄物等や文化財の有無を確認すること。

## 6 その他

- (1) 準備書589ページ「7.15.3評価」に、設置予定の太陽光パネルの防眩性能について記載すること。